

令和 6 年度第 2 回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和 6 年 5 月 10 日（金） 開会 15：30～

2. 開催場所

岡垣町役場 301 会議室

3. 出欠の状況

（1）出席委員 11 名

俵口 和義	木原 緑	廣渡 秀雄
田中 誠二	野中 良雄	山田 和夫
花田 三枝	門司 雅門	桃川 公治
大村 武彦	神谷 義幸	

（2）欠席委員 1 名

安部 慈人

（3）出席農地利用最適化推進委員 2 名

高崎 和己 神谷 貞夫

4. 委員会に附した議案

議案第 3 号 農地法第 4 条の許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の許可申請について

5. 事務局出席者

秦 啓 三並 裕紀 中村 航

議長 ただ今より令和6年度第2回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 おはようございます。

議長 それでは現地確認について事務局お願いします。

事務局 今から現地確認に向かいます。対象地は黒山が1件、高倉が1件で、黒山が4条、高倉が5条の申請になります。以上です。

議長 はい、それでは早速現地確認に行きたいと思いますので、暫時休憩いたします。

【現地確認】

議長 それでは、議事を再開いたします。その前に、本日の議事録署名人、10番神谷委員、2番田中委員よりしくお願いいたします。それでは議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、議案の1ページをご覧ください。議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領第4-1の(4)のアの規定により意見を決定するため、審議を求める。令和6年5月10日提出。岡垣町農業委員会会長 俵口和義。今回1件の申請が出されています。譲受人と譲渡人は記載の通りで、申請地は一筆です。場所は黒山166-1、地目は畑。面積は582㎡。区分は農振白地。転用目的は、自己用住宅及び納屋の建築ということです。位置図を2ページに載せています。場所が黒山のばさらかラーメンから495号線を挟んで入ったところとなっています。計画図を3ページに載せています。申請地に平屋建て住宅と納屋が、建築される予定となっております。建築にあたり、盛土は行わず、現況地に建築を行う予定となっております。また、隣接地はすべて自己所有地であるため自己の責任において土留等を行わない予定です。給水は上水道に接続し、雨水については、正面道路に既存の側溝へ放流する計画です。汚水もですね、同じ側溝に合併浄化槽を経由した上で放流する計画となっております。4ページから7ページについては、住宅及び納屋の立面図と平面図を載せております。それでは別紙でお配りしております、許可基準チェック表の1ページ目をご覧ください。1. 立地基準については、第1種、第3種農地以外の農地であるため、第2種農地となります。続いて、2. 一般基準です。1、転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と保証金協議書の写しから、問題ないことを確認しております。2、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3、申請に係る用途に遅滞なく供す

ることの見込みについては提出された事業計画書から許可後すぐに着工することを確認しているため、○としております。5、農地以外の土地の利用の見込みについては、今回の農地と同じ所有者であり、問題ないことを確認しております。6、転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から、申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので○としています。8、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された被害防除計画と、水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。説明については以上です。

議長 はい。ただいま説明がありましたが、当該委員さん、ご意見等がありましたら。

田中委員 生産組合長から話を聞いておりまして、それと本人から話を聞きまして、今のところ問題ないという所で。

議長 それでは、何か質問意見等ございましたら。よろしいでしょうか。

全員 はい。

議長 それでは許可相当と思われる方、挙手をお願いいたします。はいありがとうございます。

全員賛成ということで。

続きまして、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、議案の8ページをご覧ください。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため、審議を求める。令和6年5月10日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口 和義。こちら今回1件の申請が出されております。譲受人と譲渡人は記載の通りで、申請地は1筆です。場所は高倉646-4。地目は田。面積は464㎡。区分は農振白地、転用目的は自己用住宅の建築です。位置図を9ページに載せております。場所は高倉のナフコの裏手となっております。10ページに計画図を載せております。申請地に平屋建ての住宅が建築される予定となっております。こちら建築にあたり盛土が行われますが、コンクリートブロックで土留を行うということです。また、給水と汚水については、上水道と下水道に接続し、雨水については、正面道路に新設予定の側溝へ放流する計画となっております。11ページに申請地の縦横断面図、12、13ページについては、住宅の立面と平面図を載せています。それでは別紙でお配りしております、許可基準表の2ページをご覧ください。1.立地基準については、第1種、第3種農地以外の農地であるため、第2種農地となります。続いて2.一般基準です。1、転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と住宅ローンの仮審査申し込みの結果の写しから問題ないことを確認しております。2、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認して

おります。3、申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後すぐに着工することを確認しているため、○としています。6、転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので、○としています。8、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された被害防除計画と、水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。説明については以上です。

議長 それでは当該委員さん、何かありましたら。

山田委員 先月もあがりましたので確認まで。地元の要望としては将来的には舗装をお願いしたいと希望しております。以上です。町は舗装はしないと。

事務局 農道だったら工務係がすると思いますけれども。

山田委員 あそこが農道だったら、地元の要望として舗装をお願いしたら対応してくれるのか。

事務局 状況によるとと思いますけれども。

山田委員 以前私が生産組合長した時にあの下の部分、あれが農道だったから舗装してくれと町に要望したらできませんと言われて。

事務局 舗装はですね、基本的に境界など色々あるのであまり勧めないというか、多面でもそうなんですけど、町は舗装はちょっと遠慮してくださいというか。

山田委員 今回は、要望すれば。

事務局 そこは要望を確認させていただいてから。

議長 よろしいでしょうか。それではその他、ご意見ご質問等ございましたら。

廣渡委員 いいですか。セットバックというか、あれをきちんとしてもらっておかないと私有地だから黙ってブロックついたらそれで終わりだから。そこら辺をきちんとしておかなければいけないと思うけど。崩せとは言えないから。

門司委員 セットバックはあくまでも擁壁の外側まで絶対に組ませる。

廣渡委員 いやいや、私有地だから。

門司委員 私有地だけど、構造物は勝手に作れないでしょ。消防法に引っかかる。

事務局 ひっかかります。勝手にしたら。

門司委員 建築基準法に確か盛り込まれてるんで。

事務局 建築物は建ててはいけないことになっています。

議長 事前に図面が出て許可が下りてると思うんでそれはもうクリアしてるのかなと思いますけれど。これ、図面もきちんと出て道路との境も出てますので、その辺もまあ都市建設課に確認してから。

木原委員 確認ですけど私が聞いているのは、新築を建てる時はセットバックに係る4mの所まで下げないといけないという事だから、今言われてみたいに、そこには。

門司委員 現状の建屋を解体した場合でも新規に建てる場合、確実にセットバック設定が付いているわけですよ。それをしたくないがため母屋を崩さないという方もいらっしゃる、ということになってくる。センターから2mなんですよ。3mの道路なら150cm取って50cmの2mバックなんですよ。で、反対側も2mに合わせて4m。あくまでも現状の幅員のセンターから2m、という取り方がセットバックとなってるんですよ。

廣渡委員 水路が反対側にあった場合はどうなるの。

事務局 反対側。農地側ということですか。

廣渡委員 農地側じゃない方が2mのセットバックでしょうが。

事務局 私有地に入って建てる、みたいな感じになると思います。

廣渡委員 だから、水路があった場合は。

事務局 逆にあるという事でしょう。そこが通らせないように上手い事、水路に載せるとか水路を際に持って行くとか。

議長 農地法に関してはクリアしているという事で後は都市建設課のほうでも建築許可が出てるんですよ。それで了承していただいて。それでは他にないようですから、議案第4号に関しまして許可相当と思われる方は挙手お願いします。ありがとうございます。全員賛成という事で。それではその他の項に入ります。

【その他の事項】

その他

1. 枝豆狩り体験事業について

2. 次回の日程について

- ・日 程：6月10日（月） 午前9時30分から
- ・場 所：岡垣町役場 大会議室

議長 それでは、以上をもちまして第2回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
